

区立学校の教育活動再開に当たっての感染防止対策等について

ポイント

- I 登校前に検温を必ず実施する
- II (ア)「換気の悪い密閉空間」
 - (イ)「多くの人の密集」
 - (ウ)「近距離での会話」の3つの条件が重なることを徹底的に避ける
- III 児童生徒、教職員に感染者が発生した場合には、当該校は休校する

1 始業式について

(1) 対策（ポイントII）

- ・室内に大人数の児童生徒が集まる状況をつくらないため、学校の実情に応じて校内放送を活用したり屋外で実施したりする工夫をする。
- ・学校の実情に応じて内容縮減による時間短縮を行う。

(2) 実施日 4月6日（月）

※開始時刻、当日の時程、持ち物等は学校からの連絡や学校ホームページをご確認ください。

2 入学式について

(1) 対策（ポイントII）

- ・学校規模等に応じた参加者の制限を行う。また、来賓は参加しない。
- ・学校の実情に応じて内容縮減による時間短縮を行う。
- ・換気等の感染防止対策を十分に行う。

(2) 実施日 小学校：4月6日（月）

中学校および小中一貫教育校：4月7日（火）

※参加者、開始時刻、当日の時程等は学校からの連絡や学校ホームページをご確認ください。

3 教育活動における感染症防止対策について

(1) 検温の実施（ポイントI）に関する対策

- ① 児童生徒および教職員については、登校前の検温を必ず実施する。当面の間学校は個別の検温表等を用意して児童生徒一人一人の検温結果を把握する。
- ② 発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で静養するよう指導する。児童生徒は欠席の扱いとはしない。

(2) 「換気の悪い密閉空間」の回避（ポイントII（ア））

- ① 雨天時および強風時等の窓等の開放が困難な場合を除いて、教室および廊下の窓等を常時開放する。（可能であれば2方向の窓を同時に開ける。）
- ② 常時の開放が困難な場合は、1時間に1回、5分程度の換気を行う。

(3) 「近距離での会話」の回避（ポイントⅡ（ウ））

- ① 学年や学級単位であっても、前後・左右に1 m程度の人物同士の距離を保てない環境での集合型の活動は行わない。
- ② 教室では児童生徒同士の机が接する配置を避ける。可能な限り児童生徒の机間を空ける。
- ③ クラブ活動・児童生徒会活動等についても①②の状況を確保した状態での実施を原則とする。
- ④ 飛沫感染の可能性が生じる接近距離での話し合い活動は行わない。
- ⑤ 飛沫感染の可能性が生じる歌唱・演奏等の活動は行わない。ただし、十分な児童生徒間の距離が確保できるなど、飛沫感染の可能性が低いと判断できる環境が整う場合は、校長、副校長の判断とする。
- ⑥ 調理実習等、児童生徒が食材を扱い飲食する活動は行わない。
- ⑦ ⑤⑥の対応にあたり、一部の実技指導などにおいては、指導内容の順序の変更等の工夫をする。
- ⑧ 給食は授業時と同様に机間を離し、児童生徒同士が向かい合って食べることがないようにする。

(4) 3つの条件が重なることを回避（ポイントⅡ（ア）（イ）（ウ））

- ① 4月中の移動教室や修学旅行等は延期する。（5月以降の大型行事の扱いについては、今後の事態の動向を踏まえて決定する。）
- ② 4月中の公共交通機関を利用した移動を伴う学校行事は延期する。（5月以降の扱いについては、今後の事態の動向を踏まえて決定する。）
- ③ 学校は日々の教育活動において、別紙2の「チェックリスト」を活用するなど、感染防止対策に万全を期すこととする。
- ④ 集会、朝会等の行事は屋外で、または、放送機器を活用して行うことを基本とし、体育館等室内に全児童生徒が集合する状況を避ける。

(5) 児童生徒および教職員の基本的な健康管理の徹底

- ① 給食準備前など、生活場面に応じて手洗いをするよう指導を徹底する。
- ② 咳エチケットの指導を徹底する。
- ③ 免疫力を高めるための十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がける指導を改めて行う。
- ④ 児童生徒には可能な範囲でのマスクの着用を奨励する。
- ⑤ 授業中に体調不良となった児童生徒がいる場合は、速やかに教室等から退出させ、状況に応じて受診を促す、保健所の指導を仰ぐ等の対応を取る。
- ⑥ 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒については、重症化リスクが高いことから、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医等に相談の上、当該児童生徒の状態等に基づき個別に登校の判断をする。また、特別に支援が必要な児童生徒等についても、個々の子供に寄り添いながら、感染防止対策を講じる際には、特段の配慮を行う。

(6) 感染者が発生した場合の学校の臨時休業の判断について (ポイントⅢ)

- ① 児童生徒等又は教職員に感染者が発生した場合には、14 日間を目安に、当該校を休校とする。
- ② 休校の判断に至る具体的な手順は、別紙 3 に示したフロー図に基づく。

4 その他

これまでの臨時休業により未実施となった学習内容については、各学校が次のいずれかの方法により対応する。

- ① 臨時休業中の課題の取組状況を学校で評価し、必要に応じた補充指導を行う。
- ② 4 月からの授業時間を活用して未実施分の学習内容を扱う。
- ③ 卒業生においては、進学先の学校に未実施分の内容を知らせ、進学先の学校で上記①または②の方法により対応する。

【問い合わせ】

教育指導課 指導主事

電話 5984-5759